

## 令和8年度十和田市生ごみ処理機等購入費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、各家庭から排出される生ごみの自家処理を推進し、もって収集ごみの軽減及び市民のごみ減量化に対する意識の高揚を図るため、処理機等の購入に要する経費について、予算の範囲内において令和8年度十和田市生ごみ処理機等購入費助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、十和田市補助金等の交付に関する規則（平成17年十和田市規則第66号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「処理機等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 電動式生ごみ処理機 生ごみを温風で乾燥させ水分を除去することにより減量化させ、又は微生物が分解することにより堆肥化及び減量化させる機器をいう。
- (2) 生ごみ処理容器 生ごみを微生物の働きにより発酵及び分解することにより堆肥化させる容器であって、次に掲げるものをいう。
  - ア 底部が開放された構造で、庭又は畑に設置して使用するもの
  - イ 密閉式の構造で、微生物を投入して使用するもの（土を必要としないものに限る。）

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、市内に住所を有する者であって、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 市税の滞納がない世帯であること。
- (2) 本人及び世帯員全員が、過去に国、県又は市が実施する同様の趣旨の助成金の交付を受けていないこと。

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、令

和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に、処理機等の購入に要した費用とする。

2 助成対象経費となる処理機等は、1 世帯につき 1 台に限るものとする。

(助成金の額)

第 5 条 助成金の額は、助成対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額 (1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) 又は 20,000 円のいずれか低い額以内の額とする。

(助成金の交付申請等)

第 6 条 助成金の交付を受けようとする者 (以下「申請者」という。) は、令和 8 年度十和田市生ごみ処理機等購入費助成金交付申請書兼請求書 (様式第 1 号) に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 処理機等の購入に要した費用及び助成対象経費を支払ったことが分かる書類
- (2) 取扱説明書、カタログその他購入した処理機等のメーカー、品番及び機能を確認することができる書類
- (3) 申請者が市内に住所を有することが分かる書類
- (4) 申請者及び世帯員全員の市税の滞納がないことが分かる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、市が保有する次の各号に掲げる書類に関する情報を利用することについて、当該各号に定める者の同意があったときは、当該書類の提出を省略させることができる。

- (1) 前項第 3 号に掲げる書類 申請者
- (2) 前項第 4 号に掲げる書類 申請者及び世帯員全員

(助成金の交付の決定及び額の確定)

第 7 条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金の交付の可否の決定をし、助成金の交付を決定した場合にあっては額の確定を行い、令和 8 年度十和田市生ごみ処理機等購入費助成金交付決定及び助成

金額確定通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（助成金の取消し及び返還）

第8条 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消し、既に交付した助成金については、その一部又は全部の返還を期限を定めて命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請、その他不正な手段により交付を受けたとき。
- (2) その他市長が決定を取り消すことが適当であると認めたとき。

（関連書類の保管）

第9条 助成金の交付を受けた者は、処理機等の購入に係る関係書類を助成金の交付に係る年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

（調査への協力）

第10条 助成金の交付を受けた者は、市が実施する処理機等の使用状況に係る調査について、協力しなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月30日から施行する。